

令和 7・8・9 年度

水国浄 第 2025-201 号

中原浄水場清掃業務委託

特 記 仕 様 書

仙 台 市 水 道 局  
浄 水 部 国 見 浄 水 課

## 目 次

第1章	一般事項
1. 1	適用範囲
1. 2	共通仕様書との関連
1. 3	予定価格算出に使用した積算基準書について
1. 4	業務履行の場所
1. 5	履行期間
1. 6	完了検査
1. 7	支払条件
1. 8	作業時間
1. 9	腸管検査成績書の提出
1. 10	業務現場内入場について
1. 11	環境配慮について
1. 12	施設の保全
1. 13	業務従事者について
1. 14	事前調査
1. 15	提出書類
1. 16	現場代理人及び主任技術者について
1. 17	安全管理について
1. 18	撤去品・発生品等の処理について
1. 19	障害者差別解消法について
1. 20	ウィークリースタンスの取り組み運用について
1. 21	建設業退職金共済制度について
1. 22	再委託について
1. 23	共通仕様書における「官公庁等への手続き等」の補足について
1. 24	その他
第2章	業務内容
2. 1	業務概要
2. 2	業務の対象施設及び設備
2. 3	業務の内容及び範囲
2. 4	業務報告書
2. 5	その他

## 第1章 一般事項

### 1. 1 適用範囲

- 1) 本特記仕様書は、「水国浄 第 2025-201 号 中原浄水場清掃業務委託」に適用するものである。
- 2) 本業務は、仙台市水道局契約規程に基づく契約図書及び設計図書に基づき行うものとする。

### 1. 2 共通仕様書との関連

- 1) 本特記仕様書に記載していない事項については、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書（令和5年版）及び仙台市水道局 維持管理業務委託共通仕様書（令和6年4月版）」に基づくものとする。
- 2) 本特記仕様書と「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書（令和5年版）及び仙台市水道局 維持管理業務委託共通仕様書（令和6年4月版）」との間に相違点があれば、監督員と協議する。

### 1. 3 予定価格算出に使用した積算基準書について

本業務は、仙台市水道局積算要領集（公開図書）に基づき、建築保全業務積算基準・同要領（令和5年版）、建設物価、積算資料、宮城県土木部土木工事標準積算基準書により予定価格を算出している業務委託であり、令和6年11月単価を採用している。

### 1. 4 業務履行の場所

仙台市青葉区芋沢字中原 24

### 1. 5 履行期間

令和7年4月1日から令和9年9月30日までとする。（30カ月）

※地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

### 1. 6 完了検査

受注者は、履行期間最終日に発注者へ業務完了届を提出し、完了検査を受けなければならない。

### 1. 7 支払条件

契約金の支払い回数は、1年あたり12回とし、月ごとの業務履行報告書等の確認後、支払うものとする。なお、月ごとの支払額については、契約時に協議の上決定する。

### 1. 8 作業時間

中原浄水場日常清掃の作業日は原則平日の8:30～17:00までとして、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）以外とし、浄水処理業務の支障にならない時間とする。ただし前記以外の時間に作業を行う必要が生じた場合は、監督員の承諾を得るものとする。

中原浄水場本館定期清掃及び、中原浄水場旧構内定期清掃は、基本的に平日以外に実施するものとする。契約後に監督員と協議し、月ごとの予定日を決定するものとする。

る。

旧構内の門扉開閉業務は、原則として土曜日、日曜日、祝日を除く4月1日から11月30日までとし、施錠管理は10時・16時に行うものとする。

#### 1. 9 腸管検査成績書の提出【必要・不要】

提出が必要な業務においては、保健所・病院等において予め腸管検査（赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌）を行いその検査成績証明書を提出しなければならない。

なお、検査成績証明書の有効期限は概ね6ヶ月であり6ヶ月毎に提出しなければならない。

※本市水道局の他の現場で提出したもので6ヶ月未満のものについては原本の提出先を明記した上で写しが使用できるものとする。

#### 1. 10 業務現場内入場について

受注者は業務関係者以外の不審人物の進入防止を図るため、入場する者全てについて入場者記録簿の提出及び、ネームプレート（入場許可証）等を着用させるものとする。腸管検査対象の業務に関しては、入場者記録簿へ腸管検査の受診の有無を記載する。なお、作業時カップ等でネームプレート等の着用在が難しい場合は、発注者と協議し、作業前写真で全員が着用している撮影等の写真管理の対応を行う。

※ネームプレート記載事項（例）

- ①業務件名
- ②会社名（受注者）
- ③会社名（下請負業者）
- ④氏名
- ⑤履行期間（令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）
- ⑥腸管検査有効期限（令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）【腸管検査実施時】

#### 1. 11 環境配慮について

受注者は、「仙台市環境行動計画」に基づき、環境配慮に関する要請書（公共事業等を行うに際しての環境配慮について）に掲げた要請事項を遵守するものとする。

#### 1. 12 施設の保全

受注者は、業務に際し業務の場所周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう履行しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

#### 1. 13 業務従事者について

正確かつ安全な業務履行のため、機器の仕様等を熟知した清掃員が作業に従事すること。

#### 1. 14 事前調査

受注者は契約締結後、速やかに現地状況や設計図書を詳細に調査検討しなければならない。万一、設計図書の不具合等を発見した場合は、監督員に報告し対処の指示を得なければならない。報告を怠って業務を履行したために生じる損害等については、全て受注者の負担とする。

## 1. 15 提出書類

本業務においては、下記の書類を提出しなければならない。

- 1) 「維持管理業務委託共通仕様書」に様式が定められたもの
  - (1) 着手届等(業務履行計画表, 業務担当者届, 現場代理人経歴書)
  - (2) 建退共証紙関係書類一式
  - (3) 業務履行報告書
  - (4) 業務完了届
  - (5) 業務成果物引渡書
  - (6) 業務に係る打合せ簿
  - (7) 業務日誌(参考)
  - (8) 業務履行報告書(区分払用)
- 2) 「維持管理業務委託共通仕様書」に様式の定めがないもの
  - (1) 業務計画書  
業務計画書の内容は以下の通りとする。

業務内容	受託者が把握した業務の内容・範囲
業務履行体制	会社や現場体制・従事(技術)者経歴書・協力会社一覧
実施工程表	当初提出の業務履行計画表を具体化した実施工程表
安全衛生体制	会社や現場の安全組織・緊急連絡体制等
その他必要な場合	業務実施要領・作業工法・仮設・機械・動力使用・ 官公庁届出などの計画
  - (2) 腸管検査成績証明書
  - (3) 業務報告書(写真帳等)
  - (4) 支出決定書
  - (5) 必要が生じ、監督員が指示したもの

## 1. 16 現場代理人及び主任技術者について

受注者は、現場代理人及び主任技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、必要な知識や経験等を有する者を配置しなければならない。

また、業務担当者届には、現場代理人等の経歴書に、資格者証の写しを添付するとともに、監督員に資格者証、健康保険被保険者証、標準報酬決定通知書又は市町村民税等の特別徴収税額通知書等(原則、原本とする。)を提示し、直接的かつ恒常的な雇用関係があることの確認を受けるものとする。

## 1. 17 安全管理について

受注者は、本特記仕様書に「業務に伴う留意点」の記載がある場合、その具体的対策を業務計画書の安全管理欄に記載すること。

また、本業務履行に関してリスクアセスメント(労働安全衛生法第28条第2項による)を実施し、リスクアセスメント実施一覧表(参考様式)を自由書式にて作成し、業務計画書の安全管理欄に記載すること。

なお、同一覧表に記載したリスク低減措置について、対応措置及び措置実施日を追記した一覧表と、措置実施が確認できる資料(写真、実施の記録等)をあわせて、完了前に監督員に提出すること。

※厚生労働省リスクアセスメント等関連資料・教材一覧

(<https://www.mhlw.go.jp>)

#### 「業務に伴う留意点」

作業時に階段等段差のある場所や悪天候時による足場状況変化での躓き、転倒のリスクがあるため、足元には十分留意して作業を行うこと。

#### 1. 18 撤去品・発生品等の処理について

受注者は、本業務の履行で発生する塵芥・厨芥等の一般廃棄物の処理は、業務委託の範囲内とし、受注者の責任において適正に行わなければならない。

また、営業ごみ袋各種は局より支給する。

#### 1. 19 障害者差別解消法について

市民対応を含む業務委託において受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市水道局職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

#### 1. 20 ウィークリースタンスの取り組み運用について【対象・対象外】

本業務は、「ウィークリースタンスの取り組み運用」に基づき取り組むものとし、詳細は以下によるものとする。

([https://www.suidou.city.sendai.jp/nx\\_html/07-jigyousha/07-310.html](https://www.suidou.city.sendai.jp/nx_html/07-jigyousha/07-310.html))

#### 1. 21 建設業退職金共済制度について

電子申請方式を使用する場合、退職金ポイントの購入、充当実績、履行状況の確認においては、令和3年3月30日雇均勤発0330第1号国不建整第186号『「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」について』に基づき運用すること。

#### 1. 22 再委託について

契約書に規定する「主たる部分」とは、本業務の遂行にあたり必要となる業務運営及び現場・工程管理等業務全般における判断・決定等に関する部分をいう。

#### 1. 23 共通仕様書における「官公庁等への手続き等」の補足について

1) 労働基準監督署から受注者に対して、使用停止命令、是正勧告書、是正報告書、指導票等が発せられたときは、その書面の写しを監督員に提示しなければならない。なお、監督員から請求があった場合は、その写しを提出しなければならない。

2) 上記1)の他、受注者に対して法令による不利益処分、またはこれに類するものがなされたときについても同様とする。

#### 1. 24 その他

本業務の履行は、浄水処理業務に支障の無いように監督員と十分な打ち合わせのうえ計画し、行うものとする。

## 第2章 業務内容

### 2.1 業務概要

本業務は、市民等が施設見学や施設利用に訪れるため、中原浄水場内及び旧構内の清掃や美観を維持するため行うもので、これにより施設衛生を維持するものである。

また、窓ガラスやカーペット等の専門性を要する清掃を行うために、業務を委託するものである。

### 2.2 業務の対象施設

中原浄水場管理本館・薬注棟・ポンプ棟・監査廊・北倉庫・屋外トイレ・旧管理事務所

### 2.3 業務の内容及び範囲

作業内容として、日常清掃及び定期清掃があり、日常清掃は1回/日及び1回/週並びに2回/月、実施し別表(1)に示す、部屋名、区分、床材質、床面積、什器備品等を建築保全業務共通仕様書に示す作業内容の清掃を行う。

又、定期清掃は、別表(2)に示す部屋名の場所についてワックス、カーペット、マット、照明、ブラインド清掃を行うもの。又、別表(3)は定期清掃の回数を示している。

更に、定期清掃に旧管理事務所内の路面清掃・側溝清掃(別表(3))を4回/年実施するものとする。

また、作業方法は別表(4)のとおりとし、本業務委託の範囲は下記のとおりである。

#### 1) 中原浄水場日常清掃

別表(1)のとおり。

#### 2) 中原浄水場管理本館定期清掃

別表(2)～(3)の基準のとおり。

#### 3) 中原浄水場旧管理棟内定期清掃

別表(2)～(3)の基準のとおり。

#### 4) 門扉開閉業務

旧構内への門扉2箇所と、その駐車場の門扉1箇所の開閉を行うものである。

### 2.4 履行の打合せ・月間清掃実施計画書

1) 業務の履行に当たっては、詳細な実施関係図書を提出し、監督員と綿密な打ち合わせを行い遺漏のないようにしなければならない。

2) 受注者は、別表(1)～(4)の基準表に基づき月間清掃実施計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。作業はこの計画書を基に監督員と打ち合わせをし、実施するものとする。

### 2.5 業務履行にあたっての留意点

1) 茶殻・吸殻等及び館内外より排出した塵芥・厨芥は監督員の指定した場所に集積し、まとめて適時搬出するものとする。また、集積・搬出に際しては火気・飛散の防止策を講ずるものとする。

2) 作業で引火性のガソリン・ベンジン類をやむをえない理由により使用するときは監督員の許可を得て使用する。

3) 機械設備等が隣接する箇所での作業については、十分安全に注意のうえ実施する。

4) トイレトペーパーは本局より支給するものとする。

5) この特記仕様書に記載されていない業務であっても、軽微な作業(構内ゴミ拾い等)については本業務委託の趣旨に則り実施するものとする。

# 別表(1)中原浄水場日常清掃面積①

日常清掃(1回/日)

## 管理本館 1階

部 屋 名	区 分	床 材 質	床 面 積	什 器 備 品 等
玄関ポーチ・ホール	1. 玄関ホール	磁器タイル	23.00 m <sup>2</sup>	
スロープ・踊り場	4. 廊下	コンクリートモルタル	30.80 m <sup>2</sup>	
製図室	2. 事務室・会議室 (弾性床)	ビニールシート	25.70 m <sup>2</sup>	10.28 m <sup>2</sup>
書庫	2. 事務室・会議室 (弾性床)	ビニールシート	28.30 m <sup>2</sup>	11.32 m <sup>2</sup>
男子更衣室	2. 事務室・会議室 (弾性床)	ビニールシート	22.10 m <sup>2</sup>	8.84 m <sup>2</sup>
会議室1・2	2. 事務室・会議室 (弾性床)	ビニールシート	99.00 m <sup>2</sup>	39.6 m <sup>2</sup>
階段・物入れ	7. 階段 (弾性床)	ビニールタイル	18.20 m <sup>2</sup>	

合計 247.10 m<sup>2</sup>

70.04 m<sup>2</sup>

## 管理本館 2階

部 屋 名	区 分	床 材 質	床 面 積	什 器 備 品 等
ホール	4. 廊下	ビニールタイル	13.70 m <sup>2</sup>	
事務室	2. 事務室・会議室 (弾性床)	ビニールタイル	72.00 m <sup>2</sup>	28.80 m <sup>2</sup>
中央管理室	3. 事務室・会議室 (繊維床)	タイルカーペット	82.00 m <sup>2</sup>	32.80 m <sup>2</sup>
水質検査室	2. 事務室・会議室 (弾性床)	ビニールタイル	29.80 m <sup>2</sup>	11.92 m <sup>2</sup>
小会議室	2. 事務室・会議室 (弾性床)	ビニールタイル	11.40 m <sup>2</sup>	4.56 m <sup>2</sup>
女子更衣室	8. 食堂	ビニールタイル・畳	7.90 m <sup>2</sup>	
コピー室	2. 事務室・会議室 (弾性床)	ビニールタイル	6.00 m <sup>2</sup>	2.40 m <sup>2</sup>
トイレ	5. 便所・洗面所	タイル 4.5×2.0	9.00 m <sup>2</sup>	
湯沸室	6. 湯沸室	ビニールタイル 2.5×3.0+1.5×1.5	9.75 m <sup>2</sup>	
浴室・脱衣室	6. 湯沸室	モザイクタイル 4.5×2.5	11.25 m <sup>2</sup>	
休憩室1	8. 食堂	畳	13.20 m <sup>2</sup>	
休憩室2	8. 食堂	畳	13.20 m <sup>2</sup>	
広縁	8. 食堂	フローアパネル	5.80 m <sup>2</sup>	
OA室	2. 事務室・会議室 (弾性床)	タイルカーペット	16.90 m <sup>2</sup>	6.76 m <sup>2</sup>
階段	7. 階段 (弾性床)	ビニールタイル 5.4×3.0	16.20 m <sup>2</sup>	

合計 318.1 m<sup>2</sup>

87.24 m<sup>2</sup>

## 屋外トイレ・喫煙スペース

部 屋 名	区 分	床 材 質	床 面 積	什 器 備 品 等
屋外トイレ	5. 便所・洗面所	コンクリートモルタル	53.90 m <sup>2</sup>	
喫煙スペース	10. 喫煙スペース	コンクリートモルタル	2.00 m <sup>2</sup>	

合計 55.9 m<sup>2</sup>



## 別表(1)中原浄水場日常清掃面積②

日常清掃(1回/週)

### 薬注棟

部 屋 名	区 分	床 材 質	床 面 積	什 器 備 品 等
1階電気室・薬注室	2.事務室・会議室(弾性床)	コンクリートモルタル	91.30 m <sup>2</sup>	—
2階薬注室	2.事務室・会議室(弾性床)	樹脂系モルタル	145.40 m <sup>2</sup>	—

合計 236.8 m<sup>2</sup>

### 北倉庫

部 屋 名	区 分	床 材 質	床 面 積	什 器 備 品 等
玄関ポーチ・ホール	1.玄関ホール	フロアーium	10.00 m <sup>2</sup>	—
1階作業室	2.事務室・会議室(弾性床)	コンクリートモルタル	—	—
2階会議室	2.事務室・会議室(弾性床)	フロアーium	56.70 m <sup>2</sup>	—
湯沸室	6.湯沸室	ビニールタイル 1.7×1.4	1.70 m <sup>2</sup>	—
階段	7.階段(弾性床)	フロアーium	17.10 m <sup>2</sup>	—
踊り場	4.廊下	フロアーium	9.90 m <sup>2</sup>	—

合計 95.4 m<sup>2</sup>

### ポンプ棟

部 屋 名	区 分	床 材 質	床 面 積	什 器 備 品 等
玄関ポーチ・ホール	1.玄関ホール	コンクリートモルタル	21.50 m <sup>2</sup>	—
廊下	4.廊下	コンクリートモルタル	28.65 m <sup>2</sup>	—
階段	7.階段(弾性床)	コンクリートモルタル	15.00 m <sup>2</sup>	—

合計 65.15 m<sup>2</sup>

### 監査廊・屋外

部 屋 名	区 分	床 材 質	床 面 積	什 器 備 品 等
監査路	4.廊下	コンクリートモルタル	220.30	—
屋外(建物周り)	1.玄関ホール	コンクリートモルタル	—	—

合計 220.3 m<sup>2</sup>

## 別表(1) 中原浄水場日常清掃面積③

日常清掃(2回/月)

旧管理棟

部 屋 名	区 分	床 材 質	床 面 積	什 器 備 品 等
玄関ポーチ・ホール	1. 玄関ホール	インターロッキング	10.00 m <sup>2</sup>	—
廊下	4. 廊下	木質ボード	13.60 m <sup>2</sup>	—
湯沸室	2. 事務室・会議室(弾性床)	ビニールシート	8.28 m <sup>2</sup>	—
テラス	2. 事務室・会議室(弾性床)	インターロッキング	7.93 m <sup>2</sup>	—
会議室	2. 事務室・会議室(弾性床)	木質ボード	34.66 m <sup>2</sup>	—
応接室	2. 事務室・会議室(弾性床)	木質ボード	11.80 m <sup>2</sup>	—

合計 86.27 m<sup>2</sup>

## 別表(2) 中原浄水場定期清掃面積①

### 管理棟本館 1 階

部 屋 名	ワックス	カーペット	マ ッ ト	40W×2 照明	ブラインド
玄関ポーチ・ホール	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	5.00 m <sup>2</sup>	4 基	0 m <sup>2</sup>
スロープ・踊り場	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	3 基	0 m <sup>2</sup>
製図室	25.70 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	7 基	0 m <sup>2</sup>
書庫	28.30 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	6 基	0 m <sup>2</sup>
男子更衣室	22.10 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	6 基	0 m <sup>2</sup>
会議室1・2	99.00 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	16 基	22.80 m <sup>2</sup>
階段・物入れ	18.20 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	1 基	0 m <sup>2</sup>
合計	193.3 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	5 m <sup>2</sup>	43 基	22.8 m <sup>2</sup>

### 管理棟本館 2 階

部 屋 名	ワックス	カーペット	マ ッ ト	40W×2 照明	ブラインド
ホール	13.70 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	5.00 m <sup>2</sup>	6 基	0 m <sup>2</sup>
事務室	72.00 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	16 基	42.50 m <sup>2</sup>
中央管理室	0 m <sup>2</sup>	82.00 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	16 基	34.80 m <sup>2</sup>
水質検査室	29.80 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	8 基	42.50 m <sup>2</sup>
小会議室	11.40 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	2 基	4.10 m <sup>2</sup>
女子更衣室	7.90 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	1 基	2.80 m <sup>2</sup>
コピー室	6.00 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	2 基	3.40 m <sup>2</sup>
トイレ	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	3 基	0 m <sup>2</sup>
湯沸室	9.75 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	2 基	0 m <sup>2</sup>
浴室・脱衣室	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	1 基	0 m <sup>2</sup>
休憩室1	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	1 基	0 m <sup>2</sup>
休憩室2	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	2 基	10.60 m <sup>2</sup>
広縁	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	1 基	10.60 m <sup>2</sup>
OA 室	0 m <sup>2</sup>	16.90 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	4 基	10.60 m <sup>2</sup>
階段	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 基	0 m <sup>2</sup>
合計	150.55 m <sup>2</sup>	98.9 m <sup>2</sup>	5 m <sup>2</sup>	65 基	161.9 m <sup>2</sup>

## 別表(2) 中原浄水場定期清掃面積②

### 北倉庫

部 屋 名	ワックス	カーペット	マ ッ ト	40W×2 照明	ブラインド
玄関ポーチ・ホール	10.00 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	5.00 m <sup>2</sup>	0 基	0 m <sup>2</sup>
1階作業室	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 基	0 m <sup>2</sup>
2階会議室	56.70 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 基	0 m <sup>2</sup>
湯沸室	1.70 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 基	0 m <sup>2</sup>
階段	17.10 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 基	0 m <sup>2</sup>
踊り場	9.90 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 基	0 m <sup>2</sup>
合計	95.4 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	5 m <sup>2</sup>	0 基	0 m <sup>2</sup>

### 旧管理棟

部 屋 名	ワ ッ ク ス	110W×2 照明	40W×2 照明
玄関ポーチ・ホール	0 m <sup>2</sup>	0 基	1 基
廊下	13.60 m <sup>2</sup>	0 基	1 基
湯沸室	8.28 m <sup>2</sup>	2 基	0 基
テラス	0 m <sup>2</sup>	0 基	1 基
会議室	34.66 m <sup>2</sup>	9 基	0 基
応接室	11.80 m <sup>2</sup>	0 基	6 基
合計	68.34 m <sup>2</sup>	11 基	9 基

### 別表(3) 中原浄水場定期清掃数量集計①

清掃方法及び数量														
清掃回数	清掃時期	年 12 回	毎 月	年 12 回	毎 月	年 4 回	6 月 9 月	12 月 3 月	年 2 回	9 月 3 月	年 2 回	9 月 3 月	年 4 回	6 月 9 月 12 月
清掃箇所	ワックス	マット		カーペット		照明 40W×2		ブラインド		窓ガラス				
本館	343.85 m <sup>2</sup>	10.00 m <sup>2</sup>		98.90 m <sup>2</sup>		108 基		184.70 m <sup>2</sup>		126.34 m <sup>2</sup>				
薬注棟	0 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>		0.00 m <sup>2</sup>		0 基		0.00 m <sup>2</sup>		27.28 m <sup>2</sup>				
北倉庫	95.4 m <sup>2</sup>	5.00 m <sup>2</sup>		0.00 m <sup>2</sup>		0 基		0.00 m <sup>2</sup>		45.45 m <sup>2</sup>				
ポンプ棟	0 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>		0.00 m <sup>2</sup>		0 基		0.00 m <sup>2</sup>		28.78 m <sup>2</sup>				
監査廊	0 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>		0.00 m <sup>2</sup>		0 基		0.00 m <sup>2</sup>		107.7 m <sup>2</sup>				
合計 (1回あたり)	439.25 m <sup>2</sup>	15.0 m <sup>2</sup>		98.9 m <sup>2</sup>		108 基		184.7 m <sup>2</sup>		335.55 m <sup>2</sup>				
合計(年間)	5271 m <sup>2</sup>	180 m <sup>2</sup>		395 m <sup>2</sup>		216 基		369 m <sup>2</sup>		1342 m <sup>2</sup>				

## 別表(3) 中原浄水場定期清掃数量集計②

清掃方法及び数量													
清掃回数	清掃時期	年 2 回	9 月 12 月	年 3 回	7 月 11 月 3 月	年 2 回	9 月 3 月	年 2 回	9 月 3 月	年 4 回	6 月 12 月 11 月 3 月	年 4 回	6 月 12 月 11 月 3 月
清掃箇所		ワックス		窓ガラス		照明 110W×2		照明 40W×2		ゴミ拾い		側溝	
旧管理棟		68.34 m <sup>2</sup>		42.00 m <sup>2</sup>		11 基		9 基		6300.00 m <sup>2</sup>		100 m	
合計 (1回あたり)		68.34 m <sup>2</sup>		42.00 m <sup>2</sup>		11 基		9 基		6300.00 m <sup>2</sup>		100 m	
合計 (年間)		136 m <sup>2</sup>		126 m <sup>2</sup>		22 基		18 基		25200 m <sup>2</sup>		400 m	

旧構内門扉開閉業務	
年度	回数
令和 7 年度	164 回
令和 8 年度	162 回
令和 9 年度	123 回

## 別表(4) 作業方法

### 区分

① 掃き掃除	ホウキによる掃き取り又はおが屑を使用し自在ホウキで掃き取ることをいう。
② 除 塵	ゴミ、ホコリ等を取ることをいう。又床面除塵とは帯電剤を染み込ませたモップを使用し微細なゴミ、ホコリ等を吸い取ることをいう。
③ 水拭き掃除	雑巾又はモップを使用し拭き取ることをいう。
④ 水洗い掃除	洗剤を使用して洗浄後水拭きを行うことをいう。
⑤ 乾拭き掃除	乾布又は乾燥したモップによる拭き掃除のほか、汚れの程度に応じて洗剤による汚れ落しをすることをいう。
⑥ ドアノブ磨き	研磨剤又は乾布のみによる磨きをいう。
⑦ 床面研磨	水洗い清掃後ワックスを塗布し電動研磨機によりつやだし研磨を行うことをいう。
⑧ 階段金属部磨き及び巾木清掃	研磨剤による磨き及び洗剤による汚れ落しをすることをいう。
⑨ 窓ガラス清掃	ワイパー及び洗剤等を使用し窓ガラス、サッシ枠の汚れ落しをすることをいう。
⑩ ブラインド清掃	乾布等又は汚れの程度に応じて洗剤による汚れ落しをすることをいう。
⑪ 照明器具清掃	乾布等又は汚れの程度に応じて洗剤による汚れ落しをすることをいう。